

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 7 月 3 1 日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会 長 中 村 功 一

記

新市の事務所の位置は次のとおりとする。

- 1 . 新市の事務所は、新設せず、現八日市市役所を使用することとし、その位置は、八日市市緑町 1 0 番 5 号 とする。
- 2 . 新市の事務所とならなかった合併前の各町の手事務所については、支所とする。
- 3 . 地方自治法第 1 5 5 条の規定に基づき定めている現永源寺町役場政所支所については、出張所とする。

協議事項	新市の事務所の位置について	協定項目No.	4
新市の事務所の位置を決定する考え方	調整の具体的方針		
<ul style="list-style-type: none"> ・財政面から、新市の事務所は新設せず既存の建物を利用することとし、増築を最小限とするため既存床面積が広く、敷地面積も相当量あることが望ましい。 ・事務所は、住民の利便性を最優先とし、距離、交通面、国や県等の関係行政機関を含めた利便性について住民の立場で総合的に考えることが望ましい。 	<p>新市の事務所（本庁舎）は、現有庁舎を最大限に活用することとし、組織機構を勘案する中で、増築等庁舎整備を行うものとする。但し、本庁舎が整備されるまでの間、住民サービスや行政運営に支障をきたさないように庁舎の確保に努める。</p> <p>支所については、現有庁舎を活用し、住民の利便性を考慮した区域の設定を行い、住民の便宜を図るための事務が執行できる組織機構とする。（例えば、住民、戸籍、環境、税、福祉、道路河川維持管理、農林等の窓口業務）</p> <p>出張所については、現有庁舎を活用し、住民の便宜を図るため、窓口業務が執行できる組織機構とする。 （例えば、住民、戸籍、税等の窓口業務）</p> <p>各事務所間を結ぶコンピューターネットワーク等必要な機能整備を行い、住民サービスや行政運営に支障をきたさないように努める。以上の方針に基づき調整の内容を定め、本庁、支所、出張所の具体的内容については、組織及び機構に関する事項の中で調整、協議を行う。</p>		

協 議 事 項	新市の事務所の位置について	協 定 項 目 N o .	4
---------	---------------	---------------	---

留 意 事 項 (関 係 法 令)

事務所の位置等に関する法令

地方自治法第4条〔地方公共団体の事務所の設定又は変更〕

地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
- 3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

規定事項 番地まで決定すべきが原則。(行政実例)

事務所・・・地方公共団体の主たる事務所を指す。市町村にあっては市役所又は町村役場とよばれている。

支所等に関する法令

地方自治法第155条〔支庁・地方事務所・支所・出張所の設置、区〕

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁(道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

行政実例

規定事項 「支所」「出張所」

- ・支所は市町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所であり、出張所は住民の便宜のために市役所または町村役場まで出向かなくてもすむ程度の簡単な事務を処理するために設置するものである。
- ・支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とする。

協議事項		新市の事務所の位置について			協定項目 No.		4		
各市町に所在する国・県等関係行政機関									
	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町				
国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津地方法務局八日市出張所 ・ 八日市簡易裁判所 ・ 八日市区検察庁 ・ 八日市公共職業安定所 ・ 八日市労働基準監督署 ・ 農林水産省滋賀食料事務所八日市支所 ・ 近畿農政局滋賀統計情報事務所八日市出張所 ・ 近畿農政局新愛知川農業水利事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近畿農政局新愛知川水利事業所永源寺支所 							
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東近江地域振興局 ・ 愛知川流域田圃整備事務所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 永源寺ダム管理事務所 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇曾川ダム管理事務所 			
他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知川沿岸土地改良区 ・ 東近江農業共済組合 ・ 東近江行政事務組合 ・ 布引斎苑組合 ・ 八日市衛生プラント組合 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知郡広域行政組合水道事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖東広域衛生管理組合リバースセンター(可燃ごみ焼却施設) 			

協議事項	新市の事務所の位置について	協定項目 No.	4
先		進 地 事 例	
甲賀地域合併協議会	<p>・新市庁舎の新築・増改築の別、新市事務所の位置については将来の展望を踏まえて新市の中心、市民の利便性、交通に事情、他の官公署の位置等を勘案して、小委員会で案を作成後協議会に諮り決定する。</p> <p>・新市の庁舎にならなかった旧町の役場庁舎は支所として活用する。</p> <p>上記の内容で協議会に提案された。</p> <p>小委員会において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市の事務所は、合併に際しては新築せず既存の建物を増築、改修して利用する。 ・新市の事務所の位置は、当分の間、現水口町役場の位置とし、その機能を分担する庁舎として現水口町役場を水口庁舎、現甲南町役場を甲南庁舎と呼称して利用する。 ・現水口町役場以外の庁舎は支所として活用する。 <p>と決定され、協議会に報告された。</p> <p>協議会で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小委員会報告の内容で確認された。 		
彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会	<p>・新市の事務所は、当面は既存の建物を使用し、その位置は既存の建物の規模、利便性他の行政機関との位置などを勘案して現彦根市役所とし、それ以外の各町の事務所は支所とする。</p> <p>上記の内容で協議会に提案された。</p> <p>協議会の意見として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所を新築するかどうかは新市まちづくり計画の中で議論すべき ・現在の場所では今後の新市の発展につながっていない <p>などの意見が出されたため、当面の間とはおおむね10年程度の期間との補足をつけ協議会で確認された。</p>		
高島地域合併協議会	<p>・新市庁舎の建築、増改築の別および新市の事務所の位置については、新市の中心、住民の利便性、交通の事情、他の官公署との関係、将来展望等を勘案して新市事務所小委員会で協議し、その結果を協議会の会議に諮って決定する。</p> <p>・市役所を設置する町以外の役場庁舎は支所として活用する。</p> <p>上記の内容で協議会に提案された。</p> <p>小委員会で</p> <p>新庁舎を建設するのであれば今津町の予定地とし、建設出来るまでの仮庁舎は新旭町役場とすることが決められ、順次協議会に報告をされている。(確認はされていない。)</p>		

各市町庁舎位置関係図



八日市市役所	永源寺町役場	9.7 km	14分	永源寺町役場	五個荘町役場	16.5 km	24分	五個荘町役場	愛東町役場	11.2 km	16分	
	五個荘町役場	6.8 km	10分		愛東町役場	7.7 km	11分		湖東町役場	7.8 km	11分	
	愛東町役場	6.2 km	9分		湖東町役場	9.6 km	14分		愛東町役場	湖東町役場	3.6 km	5分
	湖東町役場	4.9 km	7分									

